

# 介護保険制度の見直しに関する意見(概要)

## 1 介護保険制度の見直しに関する意見とは

社会保障審議会介護保険部会では、有識者や労使の代表者が参加し、介護保険制度などのあり方について調査・審議しており、その中で、地域包括ケアシステムの更なる深化や推進、介護人材の確保や現場の生産性向上の推進など第9期以降の介護保険制度について議論し、出た意見をまとめたものです。

記載されている内容は現時点での意見であり、国として決定された事項ではありませんが、今後計画を策定していくにあたって重要な内容となります。

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進について

### (1)生活を支える介護サービス等の基盤の整備

#### ① 地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備

- ・これから介護サービスに対するニーズの増加が見込まれる都市部と、介護ニーズがピークアウトしているところもある地方では、ニーズや介護人材確保の状況が異なるため、長期的な介護ニーズの見通しや必要な介護職員数を踏まえながら、計画を策定することが重要。その際に、既存施設や事業所等の今後の在り方も含めた検討が必要。

#### ② 在宅サービスの基盤整備

- ・都市部における居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせ提供する複合型サービスの類型の新設を検討することが適当。
- ・利用者の状態に応じて柔軟に介護・看護を提供できる、地域密着型サービスである看護小規模多機能型居宅介護の利用機会拡充を図るため、サービス内容の明確化など更なる普及を図るための方策について検討することが適当。

#### ③ ケアマネジメントの質の向上

- ・第9期介護保険事業計画期間を通じて、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保について包括的な方策を検討する。  
→法定研修のカリキュラムの見直しを見据えた適切なマネジメント手法の更なる普及・定着を図る。  
質の高い主任ケアマネジャー養成を推進する環境の整備や、ICTの活用状況などを踏まえて、更なる業務効率化等の取り組みも含めた働く環境の改善を図る。
- ・ケアプラン情報の利活用を通じてサービスの質の向上を図ることが重要。

#### ④ 医療・介護連携等

- ・介護保険事業（支援）計画と地域医療構想の整合性を確保する。
- ・どの地域でも適時適切に高齢者リハビリテーションが提供されるよう、介護保険事業（支援）計画での対応も含め、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進が必要。
- ・現在、社会保障審議会医療部会において、かかりつけ医機能が発揮される制度整備が検討されている。医療と介護の連携を更に強化するため、検討状況を踏まえて必要な対応を検討することが適当。

#### ⑤ 施設サービス等の基盤整備

- ・要介護1・2に係る特別養護老人ホームへの特列入所の運用実態を把握し、趣旨の明確化を図るなど、地域における実情を踏まえた適切な運営を図ることが適切。

#### ⑥ 住まいと生活の一体的支援

- ・「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の結果や全世代型社会保障構築会議における議論の状況等を踏まえ、住宅分野や福祉分野などの介護分野以外の施策との連携や役割分担の在り方も含め引き続き検討することが適当。

#### ⑦ 介護情報利活用の推進

- ・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置付ける方向で、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら検討することが適当。

#### ⑧ 科学的介護の推進

- ・令和3年度より運用を開始したL I F Eのフィードバック内容の改善や、データを充実させるためための収集項目の精査を検討することが適当。

## (2) 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

### ① 総合事業の多様なサービスの在り方

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況や効果について検証を実施。
- ・第9期を通じて、総合事業充実化のための包括的な方策の検討を開始することが適当。その際、制度の枠内で提供されるサービスだけでなく、インフォーマルサービスも含め地域の受け皿を整備していくため、生活支援体制整備事業を一層促進していくことが重要。また、多様なサービスを、利用者やケアマネジャーがケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みを検討することが適当。

### ② 通いの場、一般介護予防事業

- ・多様な機能を有する場として発展・拡大させていくために、各地域の状況や課題ごとに、より活用・参照しやすい形で通いの場の取り組みに資する情報の提供を検討することが適当。通いの場の質を更に高めるために、医療や介護の専門職の関与を推進することが必要。

### ③ 認知症施策の推進

- ・現在施策の各目標の進捗確認が行われている、認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえ、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが適当。

### ④ 地域包括支援センターの体制整備等

- ・家族介護者の支援の充実のためには、地域包括支援センターの総合相談支援機能を活用することが重要となるため、センターの業務負担軽減を推進するべき。地域包括支援センターのみならず、伴走型支援や認知症カフェの活動などセンター以外の各種取り組みとの連携を図ることが重要。
- ・センターの業務負担軽減のため、
  - 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大する。
  - 居宅介護支援事業所などの地域の拠点のランチやサブセンターとしての活動を推進する。市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し。
  - 職員配置について、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、支援の質が担保された上で、複数拠点で合算して3職種や、「準ずる者」の範囲の設定など、職員配置の柔軟化を進めることが適当。

### (3) 保険者機能の強化

#### ① 保険者機能強化推進交付金等

- ・ 保険者機能強化に向けたより実効性の高い仕組みとするために、評価指標の見直し・縮減とアウトプットや中間アウトカムに関する評価指標の充実を図ることが重要。

#### ② 給付適正化・地域差分析

- ・ 給付適正化の取り組みを更に推進する観点から、介護給付適正化主要5事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要。

#### ③ 要介護認定

- ・ 介護認定審査会を簡素化して実施する場合の審査会への通知の省略については、保険者の事務負担が減る一方で、専門家の審査を行わない場合、要介護認定の公平性・医学的妥当性の確保が困難なため慎重に考える必要がある。しかし、認定期間を短縮するには、各保険者における審査の簡素化・効率化を図ることが重要なため、より多くの保険者が審査の簡素化に取り組めるよう、具体的な審査の簡素化事例を収集・周知することが適当。また、ICTやAIの活用に向けた検討を進めることが重要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施できるとする取り扱いについて、感染状況を問わず継続することが適当。

## 3 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

### (1) 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

#### ① 総合的な介護人材確保対策

- ・ 第8期の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要をみると、令和元年度以降、年間5.3万人程度の介護人材の伸びが必要となっているが、人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなると想定される。
- ・ その中で、介護人材を確保するには、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れ環境整備などの取り組みを総合的に実施する必要がある。
- ・ 多様化・複雑化する介護ニーズに対応できるように、介護職グループをマネジメントするリーダー的存在を育成するためのキャリアアップや処遇の改善につながる仕組みを検討することが重要。
- ・ 外国人介護人材に対して、受け入れ・定着を促しながら、日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要。

## ② 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現

### ① 地域における生産性向上の推進体制の整備

- ・生産性向上等につながる取り組みを行う介護事業者に対して、評価を行い、認証を付与する取り組みにより、優良事業の横展開を図ることが重要。
- ・生産性向上に取り組む事業者への支援策については、介護ロボットやICT機器の導入支援、介護助手の活用など様々なメニューが存在するが、取り組みや分野ごとに実施主体が異なるため、どのような支援があるのか分かりにくいとの声がある。そのため、令和5年度から都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援に取り組むことを目指す。
- ・介護現場の生産性向上の推進に関して、自治体の役割を法令上明確にすることが妥当。

### ② 施設や在宅におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用

- ・介護現場ごとの課題・ニーズに応じた適切な機器を導入するために、ワンストップ窓口や「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」により設置している相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の取り組みを推進することが必要。
- ・施設系サービスにおいて「介護ロボットのパッケージ導入モデル」などの活用を推進する。
- ・在宅サービスにおいてICTの導入など、テクノロジーの利活用を更に進める必要があるが、導入時の課題などの調査研究を進めることが重要。

### ③ 介護現場のタスクシェア・タスクシフティング

- ・介護職員の業務負担軽減、介護サービスの質を確保するという点から、介護助手に切り分け可能な業務や切り分けた際に効果が高いと見込まれる業務の体系化、介護助手の制度上の位置付けなど、導入促進のための方策を検討することが適当。また、人材確保の点から、特定の年齢層に限らず柔軟に対応することが必要。

### ④ 経営の大規模化・協働化等

- ・社会福祉連携推進法人の一層の活用促進も含め、好事例の更なる横展開を図る。
- ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、デジタルの力を活用しながら、生産年齢人口が減少する中での人材不足解消や生産性向上等の観点から、介護サービス事業所の管理者常駐等について見直しの検討が提言されているが、これらを踏まえて各サービスにおける管理者等の常駐について必要な検討を進める必要がある。

## ⑤ 文書負担の軽減

- ・標準様式例や「電子申請・届出システム」の基本原則化について、所要の法令上の措置を遅滞なく進めるとともに、現場での実施状況について把握し、必要な対応を講じることが適当。

## ⑥ 財務状況等の見える化

- ・介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について厚生労働大臣がデータベースを整備するとともに、事業所ごとの情報を公表するのではなく、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表。
- ・介護サービス情報公表制度について、法人や事業所等の財政状況を公表されていることを踏まえて、利用者の選択に資する情報提供という観点から事業者も同様に財務状況を公表することが適当。併せて、介護人材の確保を目指して、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討。

# (2) 給付と負担

## ① 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

### ① 1号保険料負担の在り方

- ・介護保険制度の持続可能性を確保するために、負担能力に応じた負担の観点から、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料の多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得ることが適当。

### ② 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

- ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得ることが適当。

### ③ 補足給付金に関する給付の在り方

- ・低所得者対策としての性格をもつ補足給付について、公平性を確保する観点から、個人や家庭の能力に応じた負担とするため、給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえ、引き続き検討を行うことが適当。

## ② 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

### ① 多床室の室料負担

- ・介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入について、在宅でサービスを受ける人との負担の公平性、各施設の機能や利用実態、これまでの本部会における意見を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る必要がある。

### ② ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ・利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期計画期間の開始までの間に結論を出すことが適当。

### ③ 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第10期計画期間の開始までの間に、包括的に検討を行い、結論を出すことが適当。

## ③ 被保険者範囲・受給者範囲

- ・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当。

※次期計画に向けて結論を得ることが適当とされた事項については、遅くとも今年の夏までに結論を出すように、議論されています。

## 4 今回の制度見直しで目指すこと

- ①全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、医療提供体制に係る議論と軌を一にして、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備を図る。
- ②2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現を目指す取り組みを更に加速化させる。
- ③介護保険制度の財政的な持続可能性に加え、介護人材の確保と介護現場の生産性向上によりサービスの質の確保や基盤整備、職員の負担軽減を図り、サービス提供の持続可能性を高める。